

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市寺内字三千刈110番地の1
秋田活版印刷株式会社
電話 018-888-3500

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第1号）…………… 1
- 督促状、納期限変更告知書および交付要求通知書の公示送達について（第2号）…………… 1
- 放置自転車等の撤去および保管について（第3号）…………… 2
- 平成25年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第4号）…………… 2
- 平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第5号）…………… 2
- 平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第6号）…………… 2
- 秋田市議会臨時会の招集について（第7号）…………… 2
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第8号）…………… 3
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第9号）…………… 3
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第10号）…………… 3
- 平成25年度第5期国民健康保険税督促状の公示送達について（第11号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第12号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第13号）…………… 3
- 法人市民税更正（決定）通知書の公示送達について（第14号）…………… 4
- 平成26年1月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について（第15号）…………… 4
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第16号）…………… 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第17号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第18号）…………… 5

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第1号）…………… 5

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第1号）…………… 5
- 農業委員会総会の招集について（第2号）…………… 5

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について…………… 5
- 都市計画の変更について…………… 6

- 都市計画の変更について…………… 6
- 都市計画の変更について…………… 6
- ヒトパピロマウイルス感染症およびインフルエンザ定期予防接種について…………… 6
- 入札参加希望者の公募について…………… 7
- 市有物件の売払いについて…………… 8
- 市有物件の売払いについて…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 9
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 10
- 入札参加希望者の公募について…………… 10
- 入札参加希望者の公募について…………… 11
- 財政報告書の公表について…………… 12

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について…………… 12
- 入札参加希望者の公募について…………… 13
- 入札参加希望者の公募について…………… 14
- 一般競争入札の執行について…………… 15
- 入札参加希望者の公募について…………… 16
- 一般競争入札の執行について…………… 17
- 一般競争入札の執行について…………… 18
- 一般競争入札の執行について…………… 20
- 入札参加希望者の公募について…………… 21

告 示

秋田市告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成26年1月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
社会福祉法人桜丘会	訪問看護ステーション幸	秋田市中通六丁目4番27号	平成26年1月1日	訪問看護、介護予防訪問看護

秋田市告示第2号

次の督促状、納期限変更告知書および交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状、納期限変更告知書および交付要求通知書は企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 1月 7日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市山王五丁目 1 番15号
朝日プラザエース櫛通503号
村岡 良輝

2 送達する書類

- 平成24年度固定資産税第 4 期督促状 1 通
- 平成25年度固定資産税第 2 期督促状 1 通
- 平成25年度市県民税第 1 期督促状 1 通
- 平成25年度市県民税第 2 期督促状 1 通
- 平成25年度市県民税第 3 期督促状 1 通
- 納期限変更告知書 1 通
- 交付要求通知書 2 通

秋田市告示第 3 号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成26年 1月 9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3 台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4 台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成25年12月 4 日から同月24日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成26年 1月23日から同年 7月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第 4 号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 1月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

住所	秋田市山王五丁目 1 番15号 朝日プラザエース櫛通503号
氏名	村岡 良輝

2 送達する書類

平成25年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第 5 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

別紙（省略）のとおり

2 送達すべき書類の名称

平成25年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第 6 号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成24年度および平成25年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第 7 号

平成26年 1月21日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。

平成26年 1月14日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 平成25年度秋田市一般会計補正予算（第 6 号）の件
- 2 秋田市副市長の選任について同意を求める件

秋田市告示第8号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指定年月日
寺内歯科医院	秋田市寺内油田二丁目5番21号 Yシャトゥビル1F	平成25年 5月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人輝陽会 寺内歯科医院	秋田市寺内油田二丁目5番 21号 Yシャトゥビル1F	平成25年 4月30日

秋田市告示第9号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年 1月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指定年月日
ア・ラ・ヤでデイ	秋田市新屋扇町7番34号	平成25年 11月1日
ショートステイ東通	秋田市東通観音前1番2号	平成25年 12月1日
訪問看護ステーション幸	秋田市中通六丁目4番27号	平成26年 1月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃止年月日
ツクイ川尻	秋田市川尻御休町5番12号	平成20年 10月31日

秋田市告示第10号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成26年 1月16日

秋田市長 穂 積 志

医師名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
渡辺 駿	秋田大学医学部附属病院	眼科	視覚障害
奥寺 良弥	秋田大学医学部附属病院	整形外科	肢体不自由
藤原 敏弥	市立秋田総合病院	循環器内科	心臓機能障害 じん臓機能障害
山野 泰穂	秋田赤十字病院	消化器内科	小腸機能障害
矢野 博子	秋田組合総合病院	内科	肢体不自由 心臓機能障害

秋田市告示第11号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年 1月20日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成25年度第5期国民健康保険税督促状

秋田市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
福島町内会
- 認可年月日
平成9年5月27日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 白山 鉄 美
秋田市仁井田福島二丁目7番32号
変更後 寺門 文 夫
秋田市仁井田福島二丁目5番10号
- 変更年月日
平成25年2月3日
- 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成26年 1月21日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
八橋新川向南町内会
- 認可年月日

平成11年12月17日

3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変 更 年月日	変 更 後	変 更 前
平成22年 4月18日	高 橋 龍 三 秋田市八橋三和町2番 20号	戸 谷 今朝雄 秋田市八橋本町三丁目 20番38号
平成24年 4月8日	畠 山 秀 昭 秋田市八橋三和町5番 28号	高 橋 龍 三 秋田市八橋三和町2番 20号

4 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第14号

次の通知書は、該当住所に法人が存在しないため、代表者住所へ郵送したところ、受取拒否のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該通知書は、企画財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成26年1月22日

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 23,306,000	千円 106,811	千円 23,412,811
	1 地方交付税	23,306,000	106,811	23,412,811
20 繰越金		1,287,104	31,389	1,318,493
	1 繰越金	1,287,104	31,389	1,318,493
歳 入 合 計		124,156,672	138,200	124,294,872

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 43,782,948	千円 138,200	千円 43,921,148
	1 社会福祉費	20,758,721	138,200	20,896,921
歳 出 合 計		124,156,672	138,200	124,294,872

秋田市告示第16号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市山王七丁目5番10号 エーリンビル2階
有限会社 日刊秋田建設新報社
(法人代表者 菅原 勝 潟上市大久保字片田千刈田42)
- 送達する書類
法人市民税更正（決定）通知書

秋田市告示第15号

平成26年1月21日の「平成26年1月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成26年1月22日

秋田市長 穂 積 志

平成25年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

平成25年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124,294,872千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市桜台三丁目8番7号
セブーンイレブン秋田寺内堂ノ沢店
店長 佐藤 祐子

秋田市告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成26年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
碓田自治会
- 2 認可年月日
平成5年3月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 那 須 芳 秋
秋田市雄和碓田字梵天野64番地2
変更後 那 須 新 一
秋田市雄和碓田字梵天野103番地
- 4 変更年月日
平成26年1月12日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成26年1月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平沢自治会
- 2 認可年月日
平成11年11月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 牧 野 正 則
秋田市雄和平沢字大部67番地
変更後 齊 藤 健 市
秋田市雄和平沢字舟津田68番地1
- 4 変更年月日
平成25年12月15日
- 5 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第1号

平成26年1月23日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成26年1月20日

秋田市教育委員会
委員長 進 藤 光 子

農 委 告 示

秋田市農委告示第1号

平成26年1月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員

会総会を招集する。

平成26年1月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（5件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（1件）
- 3 農用地利用集積計画（平成25年度第9号）に関する件

秋田市農委告示第2号

平成26年1月31日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成26年1月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査の件

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成26年1月6日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
ア 名 称 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚本 徹
イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名 称 いとく川尻店
イ 所在地 秋田市川尻みよし町329外1筆
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 名 称 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚本 徹
イ 住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成26年8月28日
- (5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計 1,581㎡
- (6) 駐車場の収容台数 84台 身障者専用含む。
- (7) 駐輪場の収容台数 46台 自動二輪車専用他に3台有り。
- (8) 荷さばき施設の面積 131.4㎡
- (9) 廃棄物等の保管施設の容量 23.328㎡
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後11時
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前 8 時30分から午後11時30分まで
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数 3 か所
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで
- 2 届出年月日 平成25年12月27日
- 3 関係書類の縦覧場所および期間
 - (1) 縦覧場所 秋田市商工部商工労働課
 - (2) 縦覧期間 平成26年 1 月 6 日から同年 5 月 6 日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商工労働課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年 1 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画および河辺都市計画 用途地域
- 2 位置および区域
秋田市金足下刈字北野、金足下刈字雨池、下新城中野字街道端西、下新城中野字琵琶沼、飯島字堀川、飯島字飯島水尻、飯島字長山下、飯島字葉師田、飯島新町三丁目、飯島長野本町、飯島鼠田四丁目、添川字地ノ内、添川字境内川原、旭川清澄町、旭川新藤田東町、旭川南町、新藤田字高梨台、桜ガ丘二丁目、桜ガ丘五丁目、下北手梨平字登館、新屋勝平台、新屋南浜町、新屋町字田尻沢、仁井田字新中島、仁井田字大野、浜田字町端、浜田字滝ノ下、浜田字滝ノ浦、浜田字滝ノ元、浜田字境川、浜田字陳ヶ原、下浜長浜字長坂、下浜羽川字下野、下浜羽川字水垂、下浜羽川字下山、下浜羽川字浜稲場、四ツ小屋末戸松本字地蔵田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、河辺北野田高屋字雷谷地、河辺北野田高屋字柳表、河辺北野田高屋字上前田表、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字高橋、河辺松測字街道北、河辺和田字北条ヶ崎、河辺和田字和田、雄和石田字蟹沢、雄和石田字苗代沢、雄和石田字上大部、雄和石田字中大部、雄和石田字平治ヶ沢、雄和妙法字上大部、雄和妙法字平治ヶ沢および雄和妙法字薊沢地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成26年 1 月 7 日から同月21日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1

項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年 1 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画準防火地域
- 2 位置および区域
秋田市下新城中野字琵琶沼地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成26年 1 月 7 日から同月21日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成26年 1 月 7 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画および河辺都市計画 特別用途地区
(大規模集客施設制限地区)
- 2 位置および区域
秋田市下新城中野字琵琶沼、四ツ小屋末戸松本字地蔵田、四ツ小屋末戸松本字坂ノ上、河辺北野田高屋字黒沼下堤下、河辺北野田高屋字高橋、河辺和田字北条ヶ崎、雄和石田字上大部、雄和石田字中大部、雄和妙法字上大部、雄和妙法字平治ヶ沢および雄和妙法字薊沢地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成26年 1 月 7 日から同月21日まで

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施するヒトパピローマウイルス感染症およびインフルエンザ定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年 1 月 9 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名および予防接種を行っていた主たる場所

医師の氏名	主たる場所
大倉 俊弥	秋田市中通六丁目 1 番24号 おーくらクリニック

- 2 削除年月日

平成25年12月31日

秋田市公告

秋田市文化会館内に設置する飲料水等自動販売機について、次

のとおり入札を実施するので、入札参加者を公募する。

平成26年 1月14日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市文化会館自動販売機設置場所貸付				
(2) 貸付場所および最低落札価格	物件番号	貸付場所	貸付可能台数	貸付面積	最低落札価格 (年・税抜き)
	1	正面玄関風除室	5	約6.5㎡	992,600円
	2	B F 練習室前	2	約2.0㎡	53,200円
(3) 貸 付 期 間	平成26年 4月 5日から平成29年 3月31日まで				
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置・運営業務において、3年以上の実績を有する者であること。				
(5) 入札参加申込み					
受付期間	平成26年 1月17日(金)から同月30日(木)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで				
受付場所	秋田市山王七丁目 3-1 秋田市文化会館施設担当				
(6) 指名(非指名)通知	平成26年 2月 4日(火)までに F A X で通知				
(7) 入 札					
日 時	平成26年 2月 6日(木) 物件番号 1 および 2 午前10時				
場 所	秋田市山王七丁目 3-1 秋田市文化会館 中 2 階「第一会議室」				
入札保証金	免除				
(8) 契 約 日	平成26年 2月13日(木)				

2 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年 1月30日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 入札参加申込書
- イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（※法人の場合）又は住民票の写し（※個人の場合）
- ウ 納税証明書（写し可）
- (ア) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
- (イ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ いずれも直近の営業年度で、発行後 3 か月以内のものを提出すること。
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 誓約書
- オ アおよびエの様式は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。
- (2) 申請書等の提出
- 申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成26年 2月 4日(火)までに行う。
- 4 入札について
- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 入札は、物件番号順に 1 物件ごとに行う。
- (3) 入札書に記載する入札金額は、1 物件当たりの 1 年間の貸付料の金額を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった貸付料の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他入札・契約の条件等については、「秋田市文化会館自動販売機設置事業者募集要項」を確認すること。
- 5 その他
- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問合せ先
秋田市文化会館 施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成26年1月17日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

秋田都市計画事業

秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	16ブロック1ロット	宅地	152㎡	11,552,000円
2	18ブロック1ロット	宅地	118㎡	6,513,600円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所 2階会議室
- (2) 入札 平成26年2月19日(水) 午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の案内日時および場所

- (1) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

16ブロック1ロット

日 時 平成26年2月14日(金)

午前10時から午前10時30分まで

集合場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

- (2) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行地区内

18ブロック1ロット

日 時 平成26年2月14日(金)

午前11時から午前11時30分まで

集合場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成26年1月20日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低落札価格
1	秋田市雄和椿川字 長者屋敷1番1	原野	328.82㎡	2,643,712円
2	秋田市雄和椿川字 長者屋敷1番6	原野	332.65㎡	2,767,648円
3	秋田市雄和椿川字 長者屋敷1番7	原野	328.44㎡	2,640,657円

2 入札参加者の資格

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市庁舎分館 4階会議室
- (2) 入札 平成26年2月19日(水) 午前10時
(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目2番34号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は、認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

- 8 契約保証金
- (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金（契約金額の10分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
- 契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 10 売払物件の説明日時および場所
- (1) 秋田市雄和椿川字長者屋敷1番1
日 時 平成26年2月12日(水)
午前10時30分から午前11時まで
集合場所 現地
- (2) 秋田市雄和椿川字長者屋敷1番6
日 時 平成26年2月12日(水)
午前10時30分から午前11時まで
集合場所 現地
- (3) 秋田市雄和椿川字長者屋敷1番7
日 時 平成26年2月12日(水)
午前10時30分から午前11時まで
集合場所 現地

秋田市公告

秋田市の文化財イラストマップへの広告掲載者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成26年1月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に関する事項
- (1) 入 札 名 文化財イラストマップ広告掲載者選定に係る入札
- (2) 広告媒体 文化財イラストマップ
- (3) 予定価格（税抜き） 最低落札価格 28,572円
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。
- イ 租税に滞納がないこと。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
- エ 秋田市広告掲載基準（以下「掲載基準」という。）第5条の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 掲載する広告に関する事項
- (1) 規格等 掲載寸法は、日本工業規格B列5番とし、掲載誌面は「文化財イラストマップ」（B2版、両面カラー、長2ツ折り後ジャバラ折り（6ツ山）、紙質：上質紙90kg）の裏面右上とする。
- (2) 色 フルカラー
- (3) 発行部数 20,000部
- (4) 配布対象 文化施設、図書館、公民館等
- (5) 広告の内容等
- ア 掲載できない広告は、秋田市広告掲載要綱第4条第1項および掲載基準第6条に規定するとおりとする。
- イ 広告の内容およびデザインは、秋田市広告掲載要綱および秋田市広告掲載基準を遵守し、広く市民が手にする印刷

物であることを十分考慮したものとすること。

ウ 広告枠内に「広告」と表示すること。

- 3 入札に関する事項
- (1) 日時 平成26年2月12日(水) 午前10時
- (2) 場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 落札者の決定 落札者は、予定価格（最低落札価格）以上の金額で、最高のものである金額をもって、入札した者とする。
- (4) 契約日 平成26年2月14日(金)（予定）
- (5) 契約金額（広告料）の支払 広告料は、平成26年3月28日(金)までに、市が指定する金融機関に振り込むものとする。
- (6) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札参加希望者は、平成26年2月4日(水)午後5時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 入札参加申込書（様式1）
- イ 営業経歴書（様式2）
- ウ 納税証明書 写し可
- （ア）消費税（税務署で、「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）
- （イ）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
- （ウ）秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は直近の営業年度のもの。納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票） 写し可
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成26年1月23日(水)から同年2月4日(水)までの平日午前9時から午後5時まで（土曜日および日曜日は受け付けないので、注意すること。）
- イ 受付場所 秋田市教育委員会文化振興室
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会文化振興室又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格等を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成26年2月6

日休)を行う。

6 入札保証金および契約保証金 免除

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市教育委員会文化振興室文化財担当
電話 018-866-2246

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画(平成25年度第9号計画)を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年1月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号
秋田市農林部農林総務課

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年1月24日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

入札に付する賃貸借物件は、次のとおりである。

- (1) 物 件 名 特定保健指導用ノートパソコン等納入設置および賃貸借(別紙1賃貸借仕様書および別紙2賃貸借仕様明細書参照)
- (2) 契約期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

2 入札参加資格要件

- (1) 秋田市内に社員が常駐する事業所(本社、支店又は営業所等)を有していること。
- (2) 租税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項各号による制限を受ける者でないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (6) 過去5年間に市、県、国(公社、公団および独立行政法人を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。
- (7) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える者であること(本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書を締結している場合も可とする。)
- (8) 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないこと又はこれらの者と密接な関係を有する者と認められないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月19日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館2階

第2会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成26年2月26日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 入札書には、賃貸借期間となる60か月分の合計金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税事業者・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札者を決定する場合がある。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月7日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 営業経歴書

ウ 業務履行実績調書および契約書等の写し

エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行されたもので写しても可とする。)

オ 賃貸借業者との関係を示す契約書(覚書等)の写し

入札参加希望者が賃貸借できない場合は提出すること。

あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約(覚書等)を締結し、リース料率の部分の伏せた写しとする。

カ 納税証明書

(ア) 税務署が発行する消費税に関する証明書(直近の営業年度に係る「未納税額のないこと用(その3)」)

(イ) 秋田市が発行する直近の営業年度に係る法人市民税又は個人市民税(個人事業主に限る。)および固定資産税(平成24年度分および平成25年度の納付期限が到来している期のみ)。課税されていない場合や固定資産を有していない場合は、その証明書を提出すること。)に関する証明書

なお、納税証明書の提出に代えて、各納付書の写し(法人市民税もしくは個人市民税又は固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」)の提出も可とする。

キ 同等品で入札に参加する場合は、同等品承認書とともに同等品であることが確認できる資料を提出すること。

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は、持参によるものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成26年1月24日(金)から同年2月7日(金)まで

の土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時15分までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1階
秋田市市民生活部特定健診課

ウ 申込用紙 秋田市市民生活部特定健診課又は秋田市ホームページから入手すること。

5 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知によりその旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成26年2月12日(水)午後12時に郵送する。

6 仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成26年1月24日(金)から同年2月7日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時15分

までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 山王別館1階
秋田市市民生活部特定健診課

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市市民生活部特定健診課健診担当
電話 018-866-8903

秋田市公告

秋田市各消防署所庁舎および敷地内に飲料水等自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成26年1月27日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市各消防署所庁舎および敷地内自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所 台数	貸付 面積	予定価格(年額・税抜き) ※最低落札価格
	別紙(省略)	別紙(省略)	別紙(省略)
(3) 貸 付 期 間	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑥ 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の経験を有し、平成24年度および平成25年度において全て誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
受付期間	平成26年2月3日(月)から同月21日(金)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までならびに午後1時から午後5時まで)		
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部警防課装備施設担当		
(6) 指名(非指名)通知	平成26年2月27日(木)までにFAXで通知		
(7) 入 札			
日 時	平成26年2月28日(金)午後1時30分		
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市消防本部4階 会議室		
入札保証金	免除		
(8) 契 約 日	落札日から平成26年3月6日(木)まで		

2 注意事項

- (1) 入札参加申込みについて
入札に参加を希望する者は、平成26年2月21日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 入札参加申込書
イ 法人登記簿(履歴事項全部証明書)の写し(法人の場合)
又は住民票の写し(個人の場合)
ウ 納税証明書(写し可)

秋田市に納めた固定資産税および法人市民税(個人営業の者は個人市民税)

- エ 誓約書(平成24年度および平成25年度における実績を確認できる契約書等の写し添付)
- オ アおよびエの様式については、秋田市ホームページから入手すること。
- カ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。
 - イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
 - ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 入札は番号順に1物件ごとに行う。
 - ウ 応募する者は2物件までしか落札できないこととし、2物件落札後に別物件の入札がある時は、以降の入札には参加できない。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。
- (4) その他 入札および契約上の条件等については、秋田市ホームページを確認すること。

- 3 申込書等の提出
- (1) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
 - (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 - (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市消防本部警防課装備施設担当
電話 018-823-4243

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条例第48号）第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 1月31日

秋田市長 穂 積 志
(次のとおり略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年 1月17日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第88号	川口汚水中継ポンプ場沈砂池・ポンプ井清掃業務委託	秋田市榎山登町12番43号	平成26年 3月10日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課の下水道管等清掃業務に登録があり、市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年 1月29日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年 1月31日(金)
- (5) 注意事項
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価

格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であることを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年 1月28日(火)までに、

事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成26年1月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月17日(金)から同月28日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成26年1月29日(水)から同月30日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に

確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書（様式2）
- イ 本業務に配置する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
 - (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入札参加要件
第89号	土崎・広面汚水中継ポンプ場ポンプ井・沈砂池等清掃業務委託	秋田市土崎港西三丁目6番28号、秋田市広面字大袋38番地2	平成26年3月27日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課の下水道管等清掃業務に登録があり、市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月5日(水) 午前10時15分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月7日(金)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札

候補者としえないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

- イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1。以下「申請書」という。）を提出すること。

- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成26年2月5日(水)から同月6日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
 - イ 本業務に配置する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 中野 鋼 一

1 契約種別

製造請負契約

2 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限
第2号	圧着帳票印刷業務委託	秋田市川尻みよし町14番8号(秋田市上下水道局お客様センター)	納入は2回とする。
			1回目 平成26年4月10日
			2回目 平成26年9月30日

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ

れていること。

- イ 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月5日(水) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月7日(金)
- (5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく、次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

- 5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間は、平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 事後審査に関する事項
- (1) 落札候補者は、平成26年2月5日(水)から同月6日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
 - (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。

- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 7 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成26年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限	入 札 参 加 要 件
第17号	新品メーター購入(13mm~100mm) その2	秋田市上下水道局資材倉庫	平成26年3月31日	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月10日(月) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月13日(木)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

く民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

- (8) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者(暴力団関係者)でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月4日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 - (イ) 入札参加申込書(様式1)
 - (ロ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)でない者
 - (イ) 入札参加申込書(様式1)
 - (ロ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - (ハ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として、3か月以内に発行されたものに限る。)
 - (ニ) 納税証明書
 - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 東北地方に本社、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 地方自治体に対し、新品水道メーターの納入実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づ

- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
- 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月24日(金)から同年2月7日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成26年2月7日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年1月24日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	引渡し場所	引渡し期間
第18号	工事撤去品 (有価物) の売却	土崎汚水中継ポン プ場(秋田市土崎 港西三丁目6番28 号)	契約日から平 成26年3月20 日まで
		仁別浄化センター (秋田市仁別字小 水沢86番地2)	

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市総務部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されている者のうち、古物類の業種で登録されている者
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- エ 秋田市の指名停止又は入札参加資格の停止期間中でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月5日(水) 午前10時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月7日(金)
- (5) 注意事項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、入札書の入札金額に記載される金額が予定価格以上の者のうち、最も高い金額で有効な入札を行った者を落札候補とする。

ウ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月4日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書、仕様書の閲覧および現地説明会に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月24日(金)から同年2月4日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- (4) 閲覧期間中に現地説明会を希望する者には実施する。
- (5) 設計書、仕様書および現地説明会に関する問合せ先
 秋田市上下水道局下水道施設課管理係
 電話 018-864-1401

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成26年2月5日(水)から同月6日(木)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
 - (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 6 その他
- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書は、返却しない。
 - (3) 申請書の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成26年1月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

委託番号	委 託 業 務 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入札参加要件
第4号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子淵・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央、飛沢、砂子淵、三内および岩見地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第5号	秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺赤平および下三内地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第6号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和新波および萱ヶ沢地区地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第7号	秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和左手子地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第8号	秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和戸賀沢地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第9号	秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和平尾島地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第10号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第11号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上北手猿田地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第12号	秋田市下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下北手地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第13号	秋田市外旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市外旭川地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第14号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載
第15号	秋田市下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市下新城地内	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	3に記載

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月18日(火) 午前10時
- (2) 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局 豊岩浄水場1階 会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月20日(木)
- (5) 注意事項
ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低

- の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- イ 秋田市上下水道局財務規程（昭和41年秋田市水道局管理規程第3号）および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に

限り行う。

オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があり、浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
- (2) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。
- (3) 農業集落排水処理施設維持管理の業務実績があること。
- (4) 租税に滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (9) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者（暴力団関係者）でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月10日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 - ア 秋田市登録業者（総務部契約課）
 - ㊦ 入札参加申込書（様式1）
 - ㊧ 実績調書（様式2）および契約書等の写し
 - ㊨ 技術者経歴書（様式3）および法令による免許等（浄化槽技術管理者および酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証）の写し
 - ㊩ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
 - イ 秋田市登録業者（総務部契約課）ではない者
 - ㊦ 入札参加申込書（様式1）
 - ㊧ 実績調書（様式2）および契約書等の写し
 - ㊨ 技術者経歴書（様式3）および法令による免許等（浄化槽技術管理者および酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証）の写し
 - ㊩ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第1項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
 - ㊪ 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）個人にあっては営業の事実を証する書類
 - ㊫ 納税証明書
 - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は個人市民税）
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の方までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは

「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。）

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成26年1月31日(金)から同年2月10日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月31日(金)から同年2月17日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成26年2月14日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成26年1月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

- 1 契約種別
製造請負契約

2 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第17号	ハンディターミナル用検針お知らせ票の印刷	秋田市川尻みよし町14番8号 (上下水道局お客様センター)	納入は3回とする。 1回目(4か月分)平成26年5月23日 2回目(4か月分)平成26年9月19日 3回目(4か月分)平成27年1月23日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 寒冷地(北海道および東北地方等)の事業者とハンディターミナル用検針お知らせ票印刷の冬期間における契約実績があること。 ② 自社に本件の印刷物を製造できる設備を有すること。(基本的要件については、4に記載)

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月18日(火) 午後1時30分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約予定日 平成26年2月20日(休)
- (5) 注意事項
 - ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 - イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 - オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

4 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者

(暴力団関係者)でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月10日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 - ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書の写し
 - イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
 - (ア) 入札参加申込書(様式1)
 - (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 - (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)。個人にあっては営業の事実を証する書類
 - (エ) 納税証明書
 - a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
 - c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。)
 - ※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。
- (2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成26年1月31日(金)から同年2月10日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月31日(金)から同年2月17日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
 - (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
 - (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。
- 7 入札参加資格証の交付に関する事項
 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成26年2月14日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
- 8 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。
 平成26年1月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	委託箇所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第18号	自記録データ回収および集計業務委託	秋田市金足大清水字大清水台1番地内外61箇所	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社を有していること。 ② 水量および水圧測定機器データの集計業務の実績があること。 (基本的要件については、別に記載)

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成26年2月18日(火) 午後1時50分
 - (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
 秋田市上下水道局 四階 大会議室
 - (3) 入札保証金 免除
 - (4) 契約予定日 平成26年2月20日(木)
 - (5) 注意事項
 ア 入札に当たっては、予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
 イ 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 エ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
 オ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- (1) 租税に滞納がないこと。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
 - (6) 代表者、役員、支店長等の相当の地位にある者が集团的又は常習的に暴力的違法行為を行うおそれのある組織の関係者(暴力団関係者)でないこと。
- 4 入札参加申込みに関する事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、平成26年2月10日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。
 ア 秋田市登録業者(総務部契約課)
 (ア) 入札参加申込書(様式1)
 (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 イ 秋田市登録業者(総務部契約課)ではない者
 (ア) 入札参加申込書(様式1)
 (イ) 実績調書(様式2)および契約書等の写し
 (ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)。個人にあつては営業の事実を証する書類
 (エ) 納税証明書
 a 直近の事業年度の消費税(税務署で「未納税額のないこと用(その3)」の発行を受けること。)
 b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は個人市民税)
 c 秋田市に納めた直近の固定資産税(納付期限が到来している期分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて固定資産税が課税額0円のときは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産なし証明」を、最新年度1年分について提出すること。

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写しあるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成26年 1月31日(金)から同年 2月10日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成26年 1月31日(金)から同年 2月17日(月)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託名	履行場所	履行期限	入 札 参 加 要 件
第92号	外旭川汚水中継ポンプ場沈砂池・ポンプ井清掃業務委託	秋田市外旭川字鳥谷場267番地	平成26年 3月27日	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市総務部契約課の下水道管等清掃業務に登録があり、市内に本社、支社、営業所等を有していること。 ② 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者を本業務に配置できること。 (基本的要件については、別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成26年 2月12日(水) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8号
秋田市上下水道局 四階 大会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約予定日 平成26年 2月14日(金)

(5) 注意事項

ア 入札に当たっては、予定価格の10分の 6 以上の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札候補者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市上下水道局総務課管財係とする。
(3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成26年 2月14日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成26年 1月31日

秋田市上下水道事業管理者 中 野 鋼 一

イ 秋田市上下水道局財務規程および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 開札の結果、落札候補者がいないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の落札候補者がいないときは、再度の入札を 1回に限り行う。

オ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成26年 2月10日(月)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式 1。以下「申請書」という。）を提出すること。

(2) 申請書の提出 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成26年 1月31日(金)から同年 2月10日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成26年1月31日(金)から同年2月10日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

- (1) 落札候補者は、平成26年2月12日(水)から同月13日(木)までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
イ 本業務に配置する酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格者証の写し
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、入札参加者にその旨を通知する。
- (3) 落札者決定の通知は、上下水道局ホームページにも掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434